

## 別 紙

昭和 50 年 2 月 14 日付直法 2-2 「租税特別措置法関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

### 一 目 次

改	正	後	改	正	前
<b>第1章 中小企業者等の法人税率の特例</b> 第42条の3の2（中小企業者等の法人税率の特例）関係			<b>第1章 中小企業者等の法人税率の特例</b> 第42条の3の2（中小企業者等の法人税率の特例）関係		
<b>第1章の2 特別税額控除及び減価償却の特例</b> 第42条の4（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）関係 第1款 試験研究の範囲 第2款 試験研究費の額 第3款 中小企業者 第4款 その他 第42条の5～第48条（共通事項）関係 第42条の6（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第42条の9（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係 第42条の10（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第42条の11（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第42条の11の2（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係			<b>第1章の2 特別税額控除及び減価償却の特例</b> 第42条の4（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）関係 第1款 試験研究の範囲 第2款 試験研究費の額 第3款 中小企業者 第4款 その他 第42条の5～第48条（共通事項）関係 第42条の6（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第42条の9（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係 第42条の10（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第42条の11（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第42条の11の2（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係		

改 正 後	改 正 前
第42条の11の3 〔地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除〕関係	第42条の11の3 〔地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除〕関係
第42条の12の2 〔認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除〕関係	第42条の12の2 〔認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除〕関係
第42条の12の4 〔中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除〕関係	第42条の12の4 〔中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除〕関係
第42条の12の5 〔給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除〕関係	第42条の12の5 〔給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除〕関係
第42条の12の6 〔生産工程効率化等設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除〕関係	第42条の12の6 〔生産工程効率化等設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除〕関係
第42条の13 〔法人税の額から控除される特別控除額の特例〕関係	第42条の13 〔法人税の額から控除される特別控除額の特例〕関係
第43条 〔特定船舶の特別償却〕関係	第43条 〔特定船舶の特別償却〕関係
第43条の2 〔被災代替資産等の特別償却〕関係	第43条の2 〔被災代替資産等の特別償却〕関係
第44条 〔関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却〕関係	第44条 〔関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却〕関係
第44条の2 〔特定事業継続力強化設備等の特別償却〕関係	第44条の2 〔特定事業継続力強化設備等の特別償却〕関係
第44条の3 〔共同利用施設の特別償却〕関係	第44条の3 〔共同利用施設の特別償却〕関係
第44条の4 〔環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却〕関係	第44条の4 〔環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却〕関係
第44条の5 〔生産方式革新事業活動用資産等の特別償却〕関係	第44条の5 〔生産方式革新事業活動用資産等の特別償却〕関係
<u>第44条の6 〔再資源化事業等高度化設備の特別償却〕関係</u>	
第45条 〔特定地域における工業用機械等の特別償却〕関係	第45条 〔特定地域における工業用機械等の特別償却〕関係
第45条の2 〔医療用機器等の特別償却〕関係	第45条の2 〔医療用機器等の特別償却〕関係
第46条 〔輸出事業用資産の割増償却〕関係	第46条 〔輸出事業用資産の割増償却〕関係
第47条 〔特定都市再生建築物の割増償却〕関係	第47条 〔特定都市再生建築物の割増償却〕関係
第48条 〔倉庫用建物等の割増償却〕関係	第48条 〔倉庫用建物等の割増償却〕関係
第52条の3 〔準備金方式による特別償却〕関係	第52条の3 〔準備金方式による特別償却〕関係

改 正	後	改 正	前
<b>第2章 準備金等</b>		<b>第2章 準備金等</b>	
第55条～第57条の8（共通事項）関係		第55条～第57条の8（共通事項）関係	
第55条（海外投資等損失準備金）関係		第55条（海外投資等損失準備金）関係	
第56条（中小企業事業再編投資損失準備金）関係		第56条（中小企業事業再編投資損失準備金）関係	
第57条の4（特定原子力施設炉心等除去準備金）関係		第57条の4（特定原子力施設炉心等除去準備金）関係	
第57条の5（保険会社等の異常危険準備金）関係		第57条の5（保険会社等の異常危険準備金）関係	
第57条の6（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）関係		第57条の6（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）関係	
第57条の7（関西国際空港用地整備準備金）関係		第57条の7（関西国際空港用地整備準備金）関係	
第57条の7の2（中部国際空港整備準備金）関係		第57条の7の2（中部国際空港整備準備金）関係	
第57条の8（特定船舶に係る特別修繕準備金）関係		第57条の8（特定船舶に係る特別修繕準備金）関係	
第57条の9（中小企業者等の貸倒引当金の特例）関係		第57条の9（中小企業者等の貸倒引当金の特例）関係	
<b>第3章 削除</b>		<b>第3章 削除</b>	
<b>第4章 鉱業所得の課税の特例</b>		<b>第4章 鉱業所得の課税の特例</b>	
第58条（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）関係		第58条（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）関係	
<b>第4章の2 特許権等の譲渡等による所得の課税の特例</b>		<b>第4章の2 特許権等の譲渡等による所得の課税の特例</b>	
第59条の3（特許権等の譲渡等による所得の課税の特例）関係		第59条の3（特許権等の譲渡等による所得の課税の特例）関係	
第1款 特殊の関係		第1款 特殊の関係	
第2款 研究開発費の額		第2款 研究開発費の額	
第3款 特許権譲渡等取引に係る所得の金額		第3款 特許権譲渡等取引に係る所得の金額	
第4款 独立企業間価格		第4款 独立企業間価格	
第5款 その他		第5款 その他	
<b>第5章 沖縄の認定法人の課税の特例</b>		<b>第5章 沖縄の認定法人の課税の特例</b>	

改 正	後	改 正	前
	第60条（沖縄の認定法人の課税の特例）関係		第60条（沖縄の認定法人の課税の特例）関係
	<b>第5章の2 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例</b>		<b>第5章の2 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例</b>
	第61条（国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例）関係		第61条（国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例）関係
第6章 削除		第6章 削除	
	<b>第7章 認定農地所有適格法人の課税の特例</b>		<b>第7章 認定農地所有適格法人の課税の特例</b>
	第61条の2（農業経営基盤強化準備金）関係		第61条の2（農業経営基盤強化準備金）関係
	第61条の3（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係		第61条の3（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係
第8章 交際費等の課税の特例		第8章 交際費等の課税の特例	
	第61条の4（交際費等の損金不算入）関係		第61条の4（交際費等の損金不算入）関係
第1款 交際費等の範囲		第1款 交際費等の範囲	
第2款 損金不算入額の計算		第2款 損金不算入額の計算	
<b>第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率</b>		<b>第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率</b>	
	第62条の3（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係		第62条の3（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係
第1款 課税対象の範囲等		第1款 課税対象の範囲等	
第2款 収益の額		第2款 収益の額	
第3款 原価の額		第3款 原価の額	
第4款 直接又は間接に要した経費の額等		第4款 直接又は間接に要した経費の額等	
第5款 適用除外関係		第5款 適用除外関係	
第6款 その他		第6款 その他	
第63条（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係		第63条（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係	
第1款 課税対象の範囲等		第1款 課税対象の範囲等	

改	正	後	改	正	前
第2款 収益の額			第2款 収益の額		
第3款 原価の額			第3款 原価の額		
第4款 直接又は間接に要した経費の額等			第4款 直接又は間接に要した経費の額等		
第5款 適用除外関係			第5款 適用除外関係		
第6款 その他			第6款 その他		
<b>第10章 資産の譲渡の場合の課税の特例</b>			<b>第10章 資産の譲渡の場合の課税の特例</b>		
第64条～第66条（共通事項）関係			第64条～第66条（共通事項）関係		
第64条～第65条の2（収用等の場合の課税の特例）関係			第64条～第65条の2（収用等の場合の課税の特例）関係		
第1款 収用等の範囲			第1款 収用等の範囲		
第2款 補償金の範囲等			第2款 補償金の範囲等		
第3款 圧縮記帳等の計算			第3款 圧縮記帳等の計算		
第4款 収用証明書等			第4款 収用証明書等		
第65条の2（収用換地等の場合の所得の特別控除）関係			第65条の2（収用換地等の場合の所得の特別控除）関係		
第65条の3（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係			第65条の3（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係		
第65条の4（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係			第65条の4（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係		
第65条の5（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係			第65条の5（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係		
第65条の5の2（特定の長期所有土地等の所得の特別控除）関係			第65条の5の2（特定の長期所有土地等の所得の特別控除）関係		
第1款 対象資産の範囲等			第1款 対象資産の範囲等		
第2款 その他			第2款 その他		
第65条の6（資産の譲渡に係る特別控除額の特例）関係			第65条の6（資産の譲渡に係る特別控除額の特例）関係		
第65条の7～第65条の9（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関係			第65条の7～第65条の9（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関係		
第1款 対象資産の範囲等			第1款 対象資産の範囲等		

改	正	後	改	正	前
第2款 事業の用に供したことの意義等			第2款 事業の用に供したことの意義等		
第3款 圧縮限度額の計算等			第3款 圧縮限度額の計算等		
第4款 特別勘定			第4款 特別勘定		
第5款 その他			第5款 その他		
第66条（特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例）関係			第66条（特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例）関係		
第66条の2（株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例）関係			第66条の2（株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例）関係		
<b>第11章 国外関連者との取引に係る課税の特例等</b>			<b>第11章 国外関連者との取引に係る課税の特例等</b>		
第66条の4（国外関連者との取引に係る課税の特例）関係			第66条の4（国外関連者との取引に係る課税の特例）関係		
第1款 特殊の関係			第1款 特殊の関係		
第2款 独立企業間価格の算定方法の選定			第2款 独立企業間価格の算定方法の選定		
第3款 比較対象取引			第3款 比較対象取引		
第4款 独立企業間価格の算定			第4款 独立企業間価格の算定		
第5款 利益分割法の適用			第5款 利益分割法の適用		
第6款 取引単位営業利益法の適用			第6款 取引単位営業利益法の適用		
第7款 ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用			第7款 ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用		
第8款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用			第8款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用		
第9款 特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置の適用			第9款 特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置の適用		
第10款 申告調整等			第10款 申告調整等		
第11款 国外移転所得金額の取扱い等			第11款 国外移転所得金額の取扱い等		
第12款 その他			第12款 その他		
<b>第11章の2 外国法人の内部取引に係る課税の特例</b>			<b>第11章の2 外国法人の内部取引に係る課税の特例</b>		
第66条の4の3（外国法人の内部取引に係る課税の特例）関係			第66条の4の3（外国法人の内部取引に係る課税の特例）関係		
第1款 独立企業間価格の算定方法の選定			第1款 独立企業間価格の算定方法の選定		

改 正 後	改 正 前
<p>第2款 比較対象取引</p> <p>第3款 独立企業間価格の算定</p> <p>第4款 利益分割法の適用</p> <p>第5款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第6款 ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用</p> <p>第7款 棚卸資産の売買に相当する内部取引以外の内部取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第8款 特定無形資産国外関連取引に相当する内部取引に係る価格調整措置の適用</p> <p>第9款 申告調整等</p> <p>第10款 国外移転所得金額の取扱い等</p>	<p>第2款 比較対象取引</p> <p>第3款 独立企業間価格の算定</p> <p>第4款 利益分割法の適用</p> <p>第5款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第6款 ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用</p> <p>第7款 棚卸資産の売買に相当する内部取引以外の内部取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第8款 特定無形資産国外関連取引に相当する内部取引に係る価格調整措置の適用</p> <p>第9款 申告調整等</p> <p>第10款 国外移転所得金額の取扱い等</p>
<b>第11章の3 特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供</b>	<b>第11章の3 特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供</b>
第66条の4の4 (特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供) 関係	第66条の4の4 (特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供) 関係
<b>第12章 支払利子等に係る課税の特例</b>	<b>第12章 支払利子等に係る課税の特例</b>
第66条の5 (国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例) 関係	第66条の5 (国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例) 関係
第66条の5の2及び第66条の5の3 (対象純支払利子等に係る課税の特例) 関係	第66条の5の2及び第66条の5の3 (対象純支払利子等に係る課税の特例) 関係
<b>第13章 内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例</b>	<b>第13章 内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例</b>
第66条の6～第66条の9 (内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例) 関係	第66条の6～第66条の9 (内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例) 関係
第66条の9の2～第66条の9の5 (特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例) 関係	第66条の9の2～第66条の9の5 (特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例) 関係

改	正	後	改	正	前
<b>第14章 その他の特例</b> 第66条の10 〔技術研究組合の所得の計算の特例〕 関係 第66条の11 〔特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例〕 関係 第66条の11の2 〔特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例〕 関係 第66条の13 〔特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例〕 関係 第67条 〔社会保険診療報酬の所得の計算の特例〕 関係 第67条の3 〔農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例〕 関係 第67条の4 〔転廃業助成金等に係る課税の特例〕 関係 第67条の5 〔中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例〕 関係 第67条の6 〔特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例〕 関係 第67条の12 〔組合事業等による損失がある場合の課税の特例〕 関係 第67条の18 〔国外所得金額の計算の特例〕 関係 第68条 〔特定の協同組合等の法人税率の特例〕 関係 第68条の2 〔認定株式分配に係る課税の特例〕 関係 第68条の2の2 〔適格合併等の範囲等に関する特例〕 関係 第1款 合併法人等 第2款 特定軽課税外国法人等	<b>第14章 その他の特例</b> 第66条の10 〔技術研究組合の所得の計算の特例〕 関係 第66条の11 〔特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例〕 関係 第66条の11の2 〔特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例〕 関係 第66条の13 〔特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例〕 関係 第67条 〔社会保険診療報酬の所得の計算の特例〕 関係 第67条の3 〔農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例〕 関係 第67条の4 〔転廃業助成金等に係る課税の特例〕 関係 第67条の5 〔中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例〕 関係 第67条の6 〔特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例〕 関係 第67条の12 〔組合事業等による損失がある場合の課税の特例〕 関係 第67条の18 〔国外所得金額の計算の特例〕 関係 第68条 〔特定の協同組合等の法人税率の特例〕 関係 第68条の2 〔認定株式分配に係る課税の特例〕 関係 第68条の2の2 〔適格合併等の範囲等に関する特例〕 関係 第1款 合併法人等 第2款 特定軽課税外国法人等				

## 二 第42条の11の2 〔地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除〕 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>(法人が共同して計画の認定を受けた場合の取得価額の計算)</u></p> <p><b>42 の 11 の 2-5 の 2</b> 承認地域経済牽引事業計画が共同計画（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 13 条第 1 項の規定により同法第 2 条第 1 項に規定する地域経済牽引事業を行おうとする者が共同して作成した同法第 13 条第 1 項に規定する地域経済牽引事業計画をいう。以下同じ。）に係るものである場合において、特定事業用機械等に係る一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が 80 億円をその承認地域経済牽引事業計画の共同作成者の間で合理的にあん分した金額を超えるときは、措置法第 42 条の 11 の 2 第 1 項の規定による特別償却限度額又は同条第 2 項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる個々の特定事業用機械等の取得価額は、そのあん分した金額にその特定事業用機械等の取得価額がその合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額によるものとする。</p> <p>（2 以上の事業年度において事業の用に供した場合の取得価額の計算）</p> <p><b>42 の 11 の 2-6</b> 特定事業用機械等に係る一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物での取得価額の合計額が 80 億円を超えるものを 2 以上の事業年度において事業の用に供した場合には、その取得価額の合計額が初めて 80 億円を超えることとなる事業年度（以下「超過事業年度」という。）における措置法第 42 条の 11 の 2 第 1 項の規定による特別償却限度額又は同条第 2 項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる個々の特定事業用機械等の取得価額は、次の算式による。</p>	<p>（新 設）</p> <p>（2 以上の事業年度において事業の用に供した場合の取得価額の計算）</p> <p><b>42 の 11 の 2-6</b> 特定事業用機械等に係る一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物での取得価額の合計額が 80 億円を超えるものを 2 以上の事業年度において事業の用に供した場合には、その取得価額の合計額が初めて 80 億円を超えることとなる事業年度（以下「超過事業年度」という。）における措置法第 42 条の 11 の 2 第 1 項の規定による特別償却限度額又は同条第 2 項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる個々の特定事業用機械等の取得価額は、次の算式による。</p>

改	正	後	改	正	前
(算式)			(算式)		
$\left( 80 \text{ 億円} - \frac{\text{超過事業年度前の各事業年度において事業の用に供した特定事業用機械等の取得価額の合計額 (注 1)}}{\text{超過事業年度において事業の用に供した個々の特定事業用機械等の取得価額}} \right) \times \frac{\text{超過事業年度において事業の用に供した個々の特定事業用機械等の取得価額}}{\text{超過事業年度において事業の用に供した特定事業用機械等の取得価額の合計額}}$			$\left( 80 \text{ 億円} - \frac{\text{超過事業年度前の各事業年度において事業の用に供した特定事業用機械等の取得価額の合計額 (注 1)}}{\text{超過事業年度において事業の用に供した個々の特定事業用機械等の取得価額}} \right) \times \frac{\text{超過事業年度において事業の用に供した個々の特定事業用機械等の取得価額}}{\text{超過事業年度において事業の用に供した特定事業用機械等の取得価額の合計額}}$		
<p>(注) 1 超過事業年度前の各事業年度において事業の用に供した個々の特定事業用機械等については、その取得価額の調整は行わないことに留意する。</p> <p>2 承認地域経済牽引事業計画が<u>共同計画</u>に係るものである場合には、本文及び算式中「80 億円」とあるのは「80 億円を承認地域経済牽引事業計画の共同作成者の間で合理的にあん分した金額」とする。</p>			<p>(注) 1 超過事業年度前の各事業年度において事業の用に供した個々の特定事業用機械等については、その取得価額の調整は行わないことに留意する。</p> <p>2 承認地域経済牽引事業計画が、<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律</u>第 13 条第 1 項の規定により、同法第 2 条第 1 項に規定する地域経済牽引事業を行おうとする者が共同して作成した同法第 13 条第 1 項に規定する地域経済牽引事業計画に係るものである場合には、本文及び算式中「80 億円」とあるのは「80 億円を承認地域経済牽引事業計画の共同作成者の間で合理的にあん分した金額」とする。</p>		

### 三 第 44 条の 6 (再資源化事業等高度化設備の特別償却) 関係

改	正	後	改	正	前
<p><u>(取得価額の判定単位)</u></p> <p><u>44 の 6-1 措置法令第 28 条の 8 の 2 第 2 項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の 1 台又は 1 基の取得価額が 2,000 万円以上又は 200 万円以上であるかどうかについては、通常 1 単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</u></p>			<p>(新 設)</p>		

改 正 後	改 正 前
<p><u>(圧縮記帳の適用を受けた場合の再資源化事業等高度化設備の取得価額要件の判定)</u></p> <p><u>44の6-2 措置法令第28条の8の2第2項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の取得価額が2,000万円以上又は200万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置又は器具及び備品が法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき(42の5~48(共)ー3の2(2)中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第28条の8の2第2項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品」と読み替えた場合における42の5~48(共)ー3の2(2)に掲げる場合を含む。)は、その圧縮記帳後の金額(上記の42の5~48(共)ー3の2(2)に掲げる場合にあっては、42の5~48(共)ー3の2(2)に定める金額)に基づいてその判定を行うものとする。</u></p>	(新設)
<p><u>(取得価額の合計額が20億円を超えるかどうかの判定)</u></p> <p><u>44の6-3 措置法第44条の6の規定の適用上、認定計画(同条第1項に規定する認定計画をいう。以下同じ。)に従って行う指定事業(同項に規定する指定事業をいう。以下同じ。)の用に供するために取得又は製作をする再資源化事業等高度化設備(同項に規定する再資源化事業等高度化設備をいう。以下同じ。)の取得価額の合計額が20億円を超えるかどうかは、その再資源化事業等高度化設備に係る同項各号に定める施設が記載されたその認定計画ごとに判定することに留意する。</u></p>	(新設)
<p><u>(法人が共同して計画の認定を受けた場合の取得価額の計算)</u></p> <p><u>44の6-4 認定計画が共同計画(次に掲げる計画をいう。以下同じ。)に係るものである場合において、その認定計画に従って行う指定事業の用に供するために取得又は製作をする再資源化事業等高度化設備の取得価額の合計額が20億円をその認定計画の共同作成者の間で合理的にあん分した金額を超えるとき</u></p>	(新設)

改	正	後	改	正	前
<p>は、措置法第44条の6第1項の規定による特別償却限度額の計算の基礎となる個々の再資源化事業等高度化設備の取得価額は、そのあん分した金額にその再資源化事業等高度化設備の取得価額がその合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額によるものとする。</p> <p>(1) 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第11条第1項に規定する高度再資源化事業を行おうとする者が共同して作成した同項に規定する高度再資源化事業計画</p> <p>(2) 同法第16条第1項に規定する高度分離・回収事業を行おうとする者が共同して作成した同項に規定する高度分離・回収事業計画</p> <p><u>(2以上の事業年度において指定事業の用に供した場合の取得価額の計算)</u></p> <p><u>44の6-5 認定計画に従って行う指定事業の用に供するために取得又は製作をする再資源化事業等高度化設備でその取得価額の合計額が20億円を超えるものを2以上の事業年度においてその指定事業の用に供した場合には、その取得価額の合計額が初めて20億円を超えることとなる事業年度（以下「超過事業年度」という。）における措置法第44条の6第1項の規定による特別償却限度額の計算の基礎となる個々の再資源化事業等高度化設備の取得価額は、次の算式による。</u></p> <p><u>（算式）</u></p> $\frac{20\text{ 億円}}{\text{超過事業年度前の各事業年度において指定事業の用に供した再資源化事業等高度化設備の取得価額の合計額（注1）}} \times \frac{\text{超過事業年度において指定事業の用に供した個々の再資源化事業等高度化設備の取得価額}}{\text{超過事業年度において指定事業の用に供した再資源化事業等高度化設備の取得価額の合計額}}$ <p><u>（注1）超過事業年度前の各事業年度において指定事業の用に供した個々の再資源化事業等高度化設備については、その取得価額の調整は行わないこと</u></p>					(新設)

改	正	後	改	正	前
<p><u>に留意する。</u></p> <p><u>2 認定計画が共同計画に係るものである場合には、本文及び算式中「20億円」とあるのは「20億円を認定計画の共同作成者間で合理的にあん分した金額」とする。</u></p>					